

条件付一般競争入札参加者心得

津市上下水道事業局

本市の条件付一般競争入札に参加する入札参加者は、地方自治法及び同法施行令、津市契約規則、その他関係法令を遵守し、契約書、仕様書等（設計図書、図面、関係書類及び現場等を含む。）、契約締結に必要な条件及び下記事項を承諾の上、入札に参加すること。

記

1 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければならない。
- (3) 入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

2 入札参加者に必要な資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 個別の案件ごとの公告から入札時までの期間において、本市から指名停止等を受けていないこと。
- (3) 手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても再生計画又は更生計画が認可された者を除く。
- (5) その他、個別の公告において示す参加資格要件を満たしていること。

3 入札書の記載等

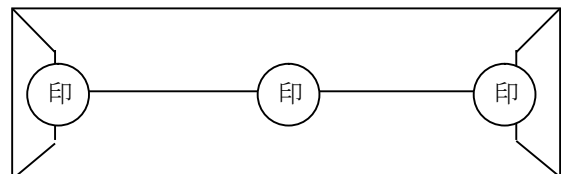
- (1) 入札書は、封筒に入れ、目付・入札者の所在地・商号（名称）・代表者氏名・押印（入札参加資格審査申請使用印鑑届出印）、入札金額等を鮮明に表示すること。
- (2) 入札金額はアラビア数字（1、2、3・・・）を用い、文字は楷書で記載すること。
- (3) 入札金額等は正確に記載し、鉛筆その他容易に書き替えが可能な筆記具等を使用しないこと。
- (4) 入札に関する行為をする者は、入札前に入札者確認票を提出すること。
- (5) 入札書を封入する封筒表面には、下記のとおり件名等を明確に記載し、裏面には届出印又は入札者確認票に記載された代理人の印で原則3か所（※）に封印すること。（下記封印例参照）

（表面）

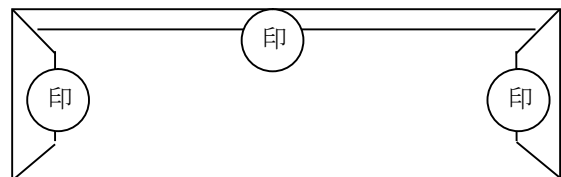
入札書在中	
（あて先）	津市上下水道事業管理者
件 名	○○○○○
商号(名称)	○○○○○

（裏面）貼合わせ部分（原則3か所）に封印をすること

【センター貼り（縦貼り）封筒の封印例】



【L貼り（スミ貼り）封筒の封印例】



※封印については、事前に開封がなされていないことの証とすることを目的としていますので、封筒の貼合わせ部分に印影がわたるように押印するものとし、当該目的を達成できていれば、封筒の構造上3か所以下の押印で済む場合は3か所以下でも有効な入札とし、3か所以上に押印があっても目的を達成できていない場合は、無効入札となりますのでご注意ください。

4 無効入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のないものが行った入札
- (2) 入札保証金の納付を求める入札にあっては、所定の日時までに納付しない又は額が不足して行った入札
- (3) 入札書に記載した金額その他が不明確な入札
- (4) 入札金額を訂正した入札
- (5) 入札書に記名押印しないで行った入札
- (6) 封筒に記載された件名と同封された入札書の件名が異なるとき。
- (7) 同一事項に対して2通以上行った入札
- (8) 入札者確認票を提出しない入札代理人が行った入札
- (9) 入札者又はその代理人が他の入札者の代理人として行った入札
- (10) 意思表示が民法上無効とされる入札
- (11) 再度入札において、当該再度入札前の入札における最低入札金額以上の入札金額が記載された入札（この号において、売り払い等の入札の場合は、最低入札金額以上を最高入札金額以下に読み替えるものとする。）
- (12) 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、入札書の記載等、特に指定した事項に違反して行った入札

5 開札等

- (1) 開札は、通知した場所において入札終了後、入札参加者の前で直ちに行う。
- (2) 入札金額の読み上げは、場合により上位何者かに限定することがある。
- (3) 入札参加者は、入札会場内において携帯電話等の電源は切り、入札執行者の指示に従い静粛かつ厳正に入札を行うこと。入札執行者の指示に従わないなど入札の執行を妨害した場合、当該入札参加者に対し参加を拒否し、退場させるものとする。

6 再度入札等

- (1) 開札の結果、落札に至らない場合で、再度入札を行う場合は、直ちに再度入札を行う。
- (2) 再度入札の回数は、原則として2回とする。
- (3) 初度の入札に参加をしていない者は、再度入札に参加できない。
- (4) 初度の入札又は再度入札前の入札において無効入札をした者及び辞退を申し出た者は、再度入札に参加できない。

7 錯誤の主張

入札書に記載した金額が、開札の結果、表示上の錯誤（総価で決定するときは、その総価、単価で決定するときはその単価の桁違い等）であると判明した場合は、落札決定までにその主張をすること。

8 入札書の書き換え等の禁止

一度提出した入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできない。

9 入札の中止等

- (1) 入札への参加に係る業者等が不正の利益を得るために連合し、又は不穏な行動をなす等公正な入札の執行を確保することができないと認めるときは、入札を延期、中止等の措置をとることがある。
- (2) 天災その他やむを得ない事由により入札（開札）を行うことができないと認めるときは、入札（開札）を中止することがある。
- (3) 入札の中止等に至った場合においても、見積りに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しない。

10 入札者

入札者の入室は、原則一名に限る。

11 入札の辞退

津市条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書にて入札参加資格があると認められた後に辞退する場合は、入札時刻までに担当課まで連絡すること。この場合において、以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

ただし、入札参加意思確認書によって参加の意思を表明した後に辞退する場合は、入札時刻までに担当課まで連絡すること。

12 入札開始時刻の厳守

指定した入札開始時刻までに入札場所に到着しない場合、入札に参加することができない。

13 落札決定後の契約辞退

落札者が正当な理由なく契約を締結しない場合は、津市建設工事等指名停止基準に基づく指名停止措置等を行う。

14 異議申立て等

入札をした者は、入札後において、仕様書等（設計図書、図面、関係書類及び現場等を含む。）についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

15 その他

この入札に係る談合情報の通報等があったときは、津市入札談合情報処理要領（平成18年1月1日施行）に基づき、落札を保留又は取り消す場合があります。